議案第３２号

上越市介護保険条例の一部改正について

上越市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市介護保険条例の一部を改正する条例

上越市介護保険条例（平成１２年上越市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第８条第３項を次のように改める。

３　所得の少ない第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第１項第１号から第３号までに該当する者の保険料率は、同項第１号から第３号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　第１項第１号に該当する者　２万１，４００円

⑵　第１項第２号に該当する者　３万円

⑶　第１項第３号に該当する者　４万１，７００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の第８条の規定は、平成３１年度以後の年度分の保険料について適用し、平成３０年度分までの保険料については、なお従前の例による。